○農林水産省告示第千九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字湯坪字石ノ塔八四七の一（次の図に示す部分に限る。）、大字粟野字ヘリ山六四〇の一、六四八、字万年山一八六一の一、一八六一の二・一八六一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八六二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石ノ塔八四七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町赤石字天ケ林三二一九の一（次の図に示す部分に限る。）、三二一九の三、三二二七、字林三二四三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市直入町大字長湯字北山九七七三の一、九七七三の八・九七七三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、直入町大字上田北字浦野五二〇五の三七、五二〇五の三八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字上シン四五八五の五から四五八五の八まで、四五八五の一〇、四五八五の一二、四五八五の一三、四五八五の一八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町南川字細野一九七五の三、田井字樽一〇二八の一、字陰ノ地一〇三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細野一九七五の三・字樽一〇二八の一・字陰ノ地一〇三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町久保和久保字ヒカリ石三七六、三八六（次の図に示す部分に限る。）、三八七、三八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヒカリ石三七六・三八六から三八八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町葛原字ナカノ二三三一の二、二三三一の三、高岡郡四万十町木屋ケ内字東大畑山六八四の一二、六八四の二七、六八四の三七、江師字大坂七七八の二八、字小石ノミネ七九五の七七、七九五の八一、打井川字中谷口一六三三の四〇、一六三三の四六、字札松一六三六の一五、字鷹ノス一六三八の一、一六三八の四、一六三八の一〇、字東谷一六三九の一四、字中谷一六四一の一〇、一六四一の一二

二　指定の目的　水源のかん養